

## 6. 老朽住宅除却事業の流れ

※添付する証明書等は、申請時から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

### ① 補助対象事業認定申請書(様式第2号)に必要書類を添えて提出。

(1)登記事項証明書(土地と建物。建物が未登記の場合は家屋課税台帳兼名寄帳)

(2)位置図(付近見取図)

(3)配置図、各階平面図及び立面図(すべて寸法の入ったもの)

(4)外観写真

住宅と土地の所有者が違う場合は、土地の所有者の同意書

住宅や土地の所有者や相続人(被相続人と相続人全員が分かる戸籍謄本と附票も必要)が複数人の場合は全員の同意書

(全員からの同意書が提出できない場合は、誓約書も必要)

### ② 補助対象事業認定通知書を受け取ったら補助金交付申請書(様式第5号)に必要書類を添えて提出。

(1)高知市税納税証明書

(補助申請者の市県民税納税証明書と建物所有者の固定資産税納税証明書が必要)

(2)補助対象事業認定通知書の写し(当該年度に認定されたものに限る。)

(3)工事計画書(様式第6号)

(4)工事見積書(内訳明細の付いたもの)

(5)延床面積求積図

### ③ 補助金交付決定通知書を受け取ったら・・・除却工事の着手

※工事の内容変更・中止・廃止をする場合には補助事業変更等承認申請書(様式第9号)を提出し、承認を受ける必要があります。

### ④ 除却工事が完了したら・・・実績報告書(様式第10号)に必要書類を添えて提出。

提出期限は当該年度の1月末日まで

(1)工事請負契約書等の写し(※申請者と請負業者の押印がある契約書等の写し)

(2)工事完了写真(※工事前及び工事後が分かるもの)

(3)廃棄物管理票(※E票)

(4)工事代金領収書の写し

### ⑤ 補助金額確定通知書を受け取ったら・・・補助金交付請求書(様式第12号)を提出。

提出期限は当該年度の2月末日まで

### ⑥ 補助金の受領

## 7. 注意事項

※必ず補助金の交付決定後に工事を開始して下さい!

交付決定前に工事を着工した場合は補助の対象外となります!

※建築物を除却することにより、翌年度より土地の税額(固定資産税)が増額になる場合があります!